

新旧対照表（抄）

○ 中央区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成十二年三月中央区条例第二十二号）

新	旧
（育児又は介護を行う職員の深夜勤務の制限） 第十一条（略） 2 前項の規定は、配偶者若しくはパートナースhip関係の相手方又は二親等以内の親族（パートナースhip関係の相手方の親族を含む。以下「配偶者等」という。）で負傷、疾病又は老齡により日常生活を営むことに支障がある者（以下「要介護者」という。）を介護する職員について準用する。この場合において、同項中「小学校就学の始期に達するまでの子（民法（明治二十九年法律第八十九号）第八百七条の二第一項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であつて、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十七条第一項第三号の規定により同法第六條の四第二号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として教育委員会規則で定める者を含む。以下この項、次条第一項及び第三項並びに第十一条の三第一項及び第三項において同じ。）のある職員（職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）又はパートナースhip関係（双方又はいずれか一方が性的マイノリティであり、互いを人生のパートナー	（育児又は介護を行う職員の深夜勤務の制限） 第十一条（略） 2 前項の規定は、配偶者若しくはパートナースhip関係の相手方又は二親等以内の親族（パートナースhip関係の相手方の親族を含む。以下「配偶者等」という。）で負傷、疾病又は老齡により日常生活を営むことに支障がある者（以下「要介護者」という。）を介護する職員について準用する。この場合において、同項中「小学校就学の始期に達するまでの子（民法（明治二十九年法律第八十九号）第八百七条の二第一項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であつて、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十七条第一項第三号の規定により同法第六條の四第二号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として教育委員会規則で定める者を含む。以下この項、次条第一項及び第三項並びに第十一条の三第一項及び第三項において同じ。）のある職員（職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）又はパートナースhip関係（双方又はいずれか一方が性的マイノリティであり、互いを人生のパートナー

新	として、相互の人権を尊重し、日常の生活において継続的に協力し合うことを約した二者間の関係その他の婚姻関係に相当すると任命権者が認める二者間の関係をいう。）の相手方（以下「パートナースhip関係の相手方」という。）で当該子の親であるものが、深夜（午後十時から翌日の午前五時までの間をいう。以下同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして教育委員会規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が当該子を養育」とあるのは、「要介護者のある職員が当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。 3 （略） （小学校就学の始期に達するまでの子の育児又は要介護者の介護を行う職員の超過勤務の制限） 第十一条の二 教育委員会は、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が当該子を養育するために請求した場合には、職務に支障がある場合を除き、超過勤務をさせてはならない。ただし、災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務の必要がある場合は、この限りでない。 2 前項の規定は、要介護者を介護する職員について準用する。 この場合において、同項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が当該子を養育」とあるのは、「要介護者のある職員が当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。 3 前二項に規定するもののほか、小学校就学の始期に達するまでの子の育児又は要介護者の介護を行う職員の超過勤務の制限
旧	として、相互の人権を尊重し、日常の生活において継続的に協力し合うことを約した二者間の関係その他の婚姻関係に相当すると任命権者が認める二者間の関係をいう。）の相手方（以下「パートナースhip関係の相手方」という。）で当該子の親であるものが、深夜（午後十時から翌日の午前五時までの間をいう。以下同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして教育委員会規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が当該子を養育」とあるのは、「要介護者のある職員が当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。 3 （略） （三歳に満たない子の育児又は要介護者の介護を行う職員の超過勤務の制限） 第十一条の二 教育委員会は、三歳に満たない子のある職員が当該子を養育するために請求した場合には、職務に支障がある場合を除き、超過勤務をさせてはならない。ただし、災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務の必要がある場合は、この限りでない。 2 前項の規定は、要介護者を介護する職員について準用する。 この場合において、同項中「三歳に満たない子のある職員が当該子を養育」とあるのは、「要介護者のある職員が当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。 3 前二項に規定するもののほか、三歳に満たない子の育児又は要介護者の介護を行う職員の超過勤務の制限

新	旧
に關し必要な事項は、人事委員會の承認を得て、教育委員會規則で定める。 第十一条の三 (略) (特別休暇) 第十七条 教育委員會は、職員が選挙権の行使、結婚、出産その他の特別の事由により、勤務しないことが相当である場合における休暇（以下「特別休暇」という。）として、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める休暇を承認するものとする。 一 臨時的に任用された職員 公民権行使等休暇、出生サポート休暇、妊娠出産休暇、妊娠症状対応休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、育児時間、出産支援休暇、育児参加休暇、生理休暇、慶弔休暇、災害休暇、夏季休暇、ボランティア休暇、子の看護等のための休暇及び短期の介護休暇 二 前号に掲げる職員以外の職員 公民権行使等休暇、出生サポート休暇、妊娠出産休暇、妊娠症状対応休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、育児時間、出産支援休暇、育児参加休暇、生理休暇、慶弔休暇、災害休暇、夏季休暇、ボランティア休暇、リフレッシュ休暇、子の看護等のための休暇及び短期の介護休暇 2 (略) (配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向	に關し必要な事項は、人事委員會の承認を得て、教育委員會規則で定める。 (小学校就学の始期に達するまでの子の育児又は要介護者の介護を行う職員の超過勤務の制限) 第十一条の三 (略) (特別休暇) 第十七条 教育委員會は、職員が選挙権の行使、結婚、出産その他の特別の事由により、勤務しないことが相当である場合における休暇（以下「特別休暇」という。）として、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める休暇を承認するものとする。 一 臨時的に任用された職員 公民権行使等休暇、出生サポート休暇、妊娠出産休暇、妊娠症状対応休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、育児時間、出産支援休暇、育児参加休暇、生理休暇、慶弔休暇、災害休暇、夏季休暇、ボランティア休暇、子の看護のための休暇 及び短期の介護休暇 二 前号に掲げる職員以外の職員 公民権行使等休暇、出生サポート休暇、妊娠出産休暇、妊娠症状対応休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、育児時間、出産支援休暇、育児参加休暇、生理休暇、慶弔休暇、災害休暇、夏季休暇、ボランティア休暇、リフレッシュ休暇、子の看護のための休暇 及び短期の介護休暇 2 (略)

新	旧
<u>確認等）</u> 第十八条の四 教育委員会は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資するものとして教育委員会規則で定める制度又は措置（以下この条及び次条において「<u>介護両立支援制度等</u>」という。）その他の教育委員会規則で定める事項を知らせるとともに、<u>介護両立支援制度等</u>の請求、申告又は申請（次条において「<u>請求等</u>」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の教育委員会規則で定める措置を講じなければならない。 2 教育委員会は、職員に対して、当該職員が四十歳に達した日の属する年度（四月一日から翌年の三月三十一日までをいう。）において、前項に規定する事項を知らせなければならない。 （勤務環境の整備に関する措置） 第十八条の五 教育委員会は、<u>介護両立支援制度等</u>の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。 - 一 職員に対する<u>介護両立支援制度等</u>に係る研修の実施 - 二 <u>介護両立支援制度等</u>に関する相談体制の整備 - 三 前二号に掲げる措置のほか、教育委員会規則で定める<u>介護両立支援制度等</u>に係る勤務環境の整備に関する措置 附 則 （施行期日） 1 この条例は、令和七年四月一日から施行する。ただし、次項	

新	旧
の規定は、公布の日から施行する。 （施行前の準備） 2 この条例による改正後の中央区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例第十一条の二第一項の規定による超過勤務の制限に係る請求（三歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育するために行うものに限る。）は、この条例の施行の日前においても行うことができる。	